

## 職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分及び矯正措置を行いました。

### 1 処分対象職員

|         |   |
|---------|---|
| 1 所属    | 総務部・出先  |
| 2 職階    | 係長級   |
| 3 年齢    | 55歳   |
| 4 性別    | 男性  |
| 5 事案の概要 | <p>令和4年4月、処分対象職員は、農政水産部の出先機関において、担当していた用地買収について、令和3年7月下旬に売買契約を締結した地権者2名への土地購入費の支払いにあたり、法務局への分筆登記及び所有権移転登記が未了であるにもかかわらず、令和4年3月29日に分筆登記が、同年3月31日に所有権移転登記が完了したのものとして全部事項証明書を偽造し、支出命令書に添付して、支払い手続きを行った。</p> <p>また、当該土地購入費の支払いと同時期に起案した令和3年度中に売買契約及び所有権移転登記が完了した地権者4名への土地購入費の支払いにあたって、所有権移転登記が完了した全部事項証明書の原本を複写し、複写した全部事項証明書を原本と偽って支出命令書に添付し、支払い手続きを行った。</p> |
| 6 処分の内容 | 令和5年8月25日から停職4月   |
| 7 処分の時期 | 令和5年8月24日   |

### 2 監督責任等

事案発生時(令和3年度)の管理監督者1名について書面訓告の措置を同日付で行った。